

かながわ  
消費生活**注 意 ・ 警 戒 情 報**

自動音声の電話で

大手通信関連  
会社等を装い**未納料金を請求する詐欺に注意!****相談事例**

自宅に大手通信関連会社を名乗り「2時間後にこの電話は利用停止になる。〇番を押すとオペレーターにつながる」と自動音声の電話があった。音声の案内に従うとオペレーターが出たが、個人情報を知られたため不審に思い電話を切った。



この事例は、金銭をだまし取ることが目的の詐欺です。「電話が止まる」との言葉に慌てず、不審な電話は決して相手をせずに切るようにしましょう。

**トラブルに遭わないためのポイント!**

- 実在する企業を装い、電話で身に覚えのない未納料金を請求したり、個人情報を聞き出そうとする詐欺の事例があります。不審な電話は決して相手をせずに無視してください。
- 請求内容に不明な点があるときは、事業者の正式な連絡先を調べて問い合わせたり、公式ウェブサイトで注意喚起がされていないかを確認してみましょう。
- 非通知や知らない番号からの電話には、①出ない、②話を聞かない、③かけ直さないようにしましょう。
- 留守番電話機能や番号表示サービス、着信拒否機能を活用したり、迷惑電話防止機能を有する電話機等(呼び出し音が鳴る前に、相手に自動で「録音します。」等の警告メッセージを流す機能が付いている電話機や機器)を使用することも効果的です。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

**消費者ホットライン**

トラブルで困ったときはお電話を!

局番なし

いやや  
**188**番国民生活センター  
公式LINE  
はこちら▶▶▶

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-312-1121)へお問合せください。

# 令和5年度の消費者トラブルの特徴を発表します！

**件数  
TOP**

1位 化粧品 3,638件

「通販サイトで、1回限りのつもりで購入した美容液が、実際は複数回購入が必要な定期購入だった」といった相談

2位 工事・建築 3,013件

「屋根や床下等の無料点検に訪れた事業者に、必要のない工事を強引に契約させられた」といった相談

**特徴的  
な相談**

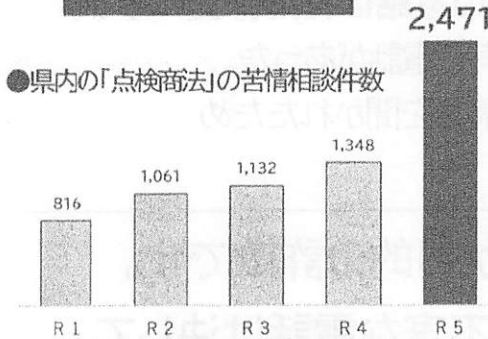
点検と称して不安をあおり契約させる

**点検商法** に注意！

高齢者が狙われる！

過去最多\*

●県内の「点検商法」の苦情相談件数



\*集計可能な平成26年度以降で過去最多

屋根工事



屋根がはがれているのを見えました。無料で点検しましょうか？

点検したのですが、屋根が飛ばされるかもしれないので、すぐに工事したほうがいいです。

▶ 実は…屋根がはがれているというのがうそだった。

給湯器



給湯器の定期点検をします。いつ訪問すればよろしいですか？

古い機種なのでこのまま使うのは危険です。

▶ ガス会社やメーカーからの電話かと思ったら全く関係ない事業者で不要な工事をさせられた。

【典型的な勧誘トーク】

トラブル防止のポイント

- ◇ その場ですぐに点検させず、家族に相談する等、慎重に判断しましょう。
- ◇ 工事を勧められてもすぐに契約せず、複数の事業者から見積りを取りましょう。
- ◇ 断っても事業者が帰らない場合は、最寄りの警察署又は110番に通報しましょう。

詳細はこちら↓



高齢者のための消費者被害弁護士特別相談（無料）を実施します！！

～ 商品やサービスに関する契約トラブルや悪質商法などの被害でお困りの方はぜひご相談ください ～

日 時： 令和6年9月21日（土）、22日（日）

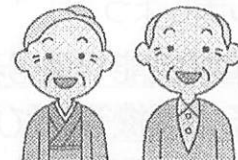
各日とも13時から16時（1組当たり25分、各日6組まで）

場 所： かながわ県民センター6階 消費生活課会議室（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

対 象： 神奈川県内に在住・在勤・在学 の65歳以上の方

相談方法： 面談または電話 / 相談員：弁護士

受付方法： 電話による事前予約制（受付：平日9時～17時）



詳細はこちら↓



9月2日（月）17時までに相談第一グループ（☎ 045-312-1121（代表））にお電話ください。



困ったときは、  
一人で悩まず  
地元市町村の  
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局  
くらし安全部消費生活課  
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課HP



X(旧 Twitter)